

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第7回期日(20220210)提出の書面です。

令和元年(ワ)第2827号、令和3年(ワ)第447号

「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 こうすけ、まさひろ、こうぞう、ゆうた、ミコ、ココ

被告 国

## 原告意見陳述要旨

2022(令和4)年2月10日

福岡地方裁判所 第6民事部合議B係 御中

原告 ゆうた

### 記

(1)

私は、同性愛者です。

いつから気づいたか、明確には分かりません。気づいた時には私は、「ゲイ」で、「ホモ」で、「オカマ」で、「オネエ」で、自分ではコントロールできない、時には思いもよらない評価を受ける立場に立っていました。

それでも私は、私です。

この国に生まれ、両親に大切に育てられ、感謝の心を忘れず、人生の辛酸も幾分か舐め、自分の人生の幸せに欠かすことのできない伴侶を見つけ、これからも、お互いの幸せのために生きていきたいと思っています。

誰に何を、どんなことを言われても、私の人生は私のものです。全責任を私が負い、私以外の人間が担うことはありません。

そして同時に、たまたま、この人生の担い手だった私は、この人生を、よ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第7回期日(20220210)提出の書面です。

り多くの人が幸せになれるように使いたい、とも思っています。

私の人生は、私以外の、多くの人たちの人生に支えられ、成り立っているからです。

同性同士が結婚できる社会は、今よりもより多くの人が幸せになれます。異性愛者の人たちの人生や、生活や、歴史や、伝統が、今より悪くなることはありません。

他人の人生や、よその家族の在り方に口を出したがる人たちは、そのことに気が付いていないだけです。

(2)

私はかつて、同性同士の結婚は、憲法で認められていない、という誤った考えを「当然のことだ」と思っていました。

社会人になって以降、あえて自分が同性愛者であることを公にしない生活をしてきた私は、黙っていれば異性愛者と見做される社会に慣れ、馴染んできました。

その中で、人はみな、何らかの悩みや苦勞を抱えていて、同性愛者であることもそのうちの1つだと、自己責任の範疇に収めるようになっていました。

自分の感じる生きづらさ・被る不利益を、社会的に解決できるものとは考えず、内在化して完結させていたのです。

社会の異性愛規範は強く、性別が何よりの前提になっているため、同性愛者の男性も、男性性や、社会的な役割としての男性像に強固に縛られています。

社会の中での「普通の男」に当てはまらない、子孫も残せないはぐれ者の私は、それでもパートナーと法的に家族になるには、養子縁組しかないだろう、と、かつては考えていました。そのような方法でしか、社会的に存在を許容されないと思っていたのです。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第7回期日(20220210)提出の書面です。

果たして、そうでしょうか。

私とパートナーは、養子縁組すれば、社会的に存在を許容されたことになるのでしょうか。

最近勤め始めた職場で、私は未だに聞かれます。「結婚されてるんですか」「ごはんは奥様が作るんですか」「ご長男ですか」

どう答えたか、ここで言うことはしません。

パートナーのことを女性に置き換えて答えたり、その後の人間関係が悪くなるかもしれないなど思いながら正直に答えたり、プライベートなことはちょっと、とかわしたり、方法は幾通りかありますが、言えることは、同性同士の結婚さえできれば、取るに足らない話だということです。

(3)

私とパートナーは、法律的には他人で、独身です。周囲の人たちが個人的に認めてくれていても、それはただ、私たちの運が良かったに過ぎません。運が悪ければ、私たちは、お互いの関係性を否定されます。気持ち悪がられたり白い目で見られたり、普通ではないものとして取り扱われ、それが当然、という態度を取られても「運が悪かった」と諦めるほかありません。

役所・病院・銀行などの、公的機関での手続き、保険金の受取や不動産の相続など、私たちは、自分たちの運を悪くしないために、自分たちで、結婚に代わる手段を探し、時には費用が掛かっても、それを選ぶしかありません。代替方法がない場合には、運に任せるほかありません。

運よく、担当者が私たちの関係性を、寛容な心で理解し、特例的に特段の配慮をしてくれることを、期待するしかないのです。内容によっては、運では解決されないでしょう。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第7回期日(20220210)提出の書面です。

(4)

運がよかったことの1つに、私とパートナーは、それぞれの家族にとっても好意的に受け入れられた、ということがあります。

私の母は、ちょうど3年前の2月に他界しました。同性愛者である息子を応援し、心配し、常に味方でいてくれました。

もし、同性同士の結婚ができていれば、私は母に、晴れの姿や孫の顔を見せることができたかもしれません。「そんなの無くても、あなたが元気ならそれでいいのよ」と言ってくれそうな気がします。同性愛者の息子は、男ふたりの夫夫やふたりパパ、そんな未来の可能性さえ、母に見せることができませんでした。

私が同性愛者であることをひた隠しにし、女性と結婚し、孫の顔を見せていれば、母は幸せだったのでしょうか。

むしろ、私の不誠実のせいで、母ばかりか親族、妻、妻の家族や子どもをも、不幸にしていたかもしれません。その時もちろん、私自身、幸せではありません。

私の父、そしてパートナーの母は、私とパートナーとの関係を認め、喜び、ごく自然に、接してくれています。この裁判についても関心を持ち、早く結婚できるといいね、と応援してくれています。

ふたりとも、昭和の時代に生まれ、生きてきた人たちですが、私たちを非難したり、異常なものとして見たりすることはありません。人を人として尊重し、同性愛者である息子たちを、ありのまま、自然な形で受け入れていきます。

この、ふたりの親の存在は、私とパートナーにとって、とても心強いものです。今はふたりとも健在ですが、ともに高齢のため、悠長に構えてはいられません。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第7回期日(20220210)提出の書面です。

裁判所には、人を人として尊重する判決を期待しています。その判決はきっと、この国が、より多くの人たちにとって、安心で、住みやすい、信頼し得る国であることを証明するのに役立つでしょう。不本意に自分を偽ったり、苦しんだり、傷付けるような人が減り、幸せな人が増えることを、心から願っています。

以 上